

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日の翌日
は、休息日
に当り、その
日は、)

平成九年十二月二十六日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第二十二号

鳥取県人事委員会が管理する公文書の公開に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県人事委員会が管理する公文書の公開に関する規則(昭和六十三年八月鳥取県人事委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

(個人に関する情報)

第五条 条例第九条第二号二に規定する人事委員会があらかじめ鳥取県公文書公開審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いて定める情報は、次のとおりとする。

一 給与、勤務成績その他の通常他人に知られないことが相当であると認められる情報

二 開示することにより、当該公務員に対する暴行、脅迫等を招く明白かつ差し迫つた危険が予見される情報

三 前二号に定めるもののほか、公文書の開示の請求に対し、審議会が開示しないことを相当とした情報

2 条例第九条第二号ホに規定する人事委員会があらかじめ審議会の意見を聴いて定める情報は、会議等の開催に伴う食糧費の支出に係る鳥取県会計規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十一号)第三十八条の二第一項に規定する支出負担行為書、同規則第四十条第一項に規定する支出仕訳書又はこれらに添付されている公文書に記載された、当該会議等に出席した者の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名とする。

附 則

この規則は、平成十年一月一日から施行する。

目 次

- ◇人委規則 鳥取県人事委員会が管理する公文書の公開に関する規則の一部を改正する規則(総務課)
- ◇海区漁業 鳥取海区漁業調整委員会が管理する公文書の公開に関する規則の一部を改正(総務課)
- ◇内水面漁業 鳥取県内水面漁場管理委員会が管理する公文書の公開に関する規則の一部を改正(総務課)
- ◇病院局管理 鳥取県営病院事業の管理者が管理する公文書の公開に関する規則の一部を改正(総務課)
- ◇収用委規則 鳥取県収用委員会が管理する公文書の公開に関する規則の一部を改正(総務課)
- ◇地労委告示 鳥取県地方労働委員会が管理する公文書の公開に関する規則の一部を改正(総務課)

人事委員会規則

鳥取県人事委員会が管理する公文書の公開に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

海区漁業調整委員会告示

鳥取海区漁業調整委員会告示第三号

鳥取海区漁業調整委員会が管理する公文書の公開に関する規程（昭和六十三年八月鳥取海区漁業調整委員会告示第四号）の一部を次のように改正する。

平成九年十二月二十六日

鳥取海区漁業調整委員会会長 佐 竹 嘉 泰

第四条の次に次の一条を加える。

（個人に関する情報）

第五条 条例第九条第二号二に規定する鳥取海区漁業調整委員会があらかじめ鳥取県公文書公開審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて定める情報は、次のとおりとする。

一 給与、勤務成績その他の通常他人に知られないことが相当であると認められる情報

二 開示することにより、当該公務員に対する暴行、脅迫等を招く明白かつ差し迫った危険が見られる情報

三 前二号に定めるもののほか、公文書の開示の請求に対し、審議会が開示しないことを相当とした情報

附 則

この規則は、平成十年一月一日から施行する。

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第三号

鳥取県内水面漁場管理委員会が管理する公文書の公開に関する規程（昭和六十三年八月鳥取県内水面漁場管理委員会告示第三号）の一部を次のように改正する。

平成九年十二月二十六日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 竹 内 勉

第四条の次に次の一条を加える。

（個人に関する情報）

第五条 条例第九条第二号二に規定する内水面漁場管理委員会があらかじめ鳥取県公文書公開審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて定める情報は、次のとおりとする。

一 給与、勤務成績その他の通常他人に知られないことが相当であると認められる情報

二 開示することにより、当該公務員に対する暴行、脅迫等を招く明白かつ差し迫った危険が見られる情報

三 前二号に定めるもののほか、公文書の開示の請求に対し、審議会が開示しないことを相当とした情報

附 則

この規則は、平成十年一月一日から施行する。

病院局管理規程

鳥取県営病院事業の管理者が管理する公文書の公開に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成九年十二月二十六日

鳥取県営病院事業管理者 岩 宮 緑

鳥取県病院局管理規程第四号

鳥取県営病院事業の管理者が管理する公文書の公開に関する規程の一部を改正する規程

鳥取県営病院事業の管理者が管理する公文書の公開に関する規程（平成七年三月鳥取県病院局管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

（個人に関する情報）

第五条 条例第九条第二号二に規定する管理者があらかじめ鳥取県公文書公開審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて定める情報は、次のとおりとする。

一 給与、勤務成績その他の通常他人に知られないことが相当であると認められる情報

二 開示することにより、当該公務員に対する暴行、脅迫等を招く明白かつ差し迫った危険が見られる情報

三 前二号に定めるもののほか、公文書の開示の請求に対し、審議会が開示しないことを相当とした情報

2 条例第九条第二号ホに規定する管理者があらかじめ審議会の意見を聴いて定める情

報は、会議等の開催に伴う食糧費の支出に係る鳥取県病院局財務規程（平成七年三月鳥取県病院局管理規程第十二号）第七十二条の規定によりその例によることとされる鳥取県会計規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十一号）第三十八条の二第一項に規定する支出負担行為書又はこれに添付されている公文書に記載された、当該会議等に出席した者の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名とする。

附 則

この規程は、平成十年一月一日から施行する。

収用委員会規則

鳥取県収用委員会が管理する公文書の公開に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成九年十二月二十六日

鳥取県収用委員会会長 藤 原 和 男

鳥取県収用委員会規則第一号

鳥取県収用委員会が管理する公文書の公開に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県収用委員会が管理する公文書の公開に関する規則（昭和六十三年八月鳥取県収用委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

（個人に関する情報）

第五条 条例第九条第二号二に規定する収用委員会があらかじめ鳥取県公文書公開審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて定める情報は、次のとおりとする。

一 給与、勤務成績その他の通常他人に知られないことが相当であると認められる情

報

- 二 開示することにより、当該公務員に対する暴行、脅迫等を招く明白かつ差し迫つた危険が予見される情報
- 三 前二号に定めるもののほか、公文書の開示の請求に対し、審議会が開示しないことを相当とした情報

附 則

この規則は、平成十年一月一日から施行する。

地方労働委員会告示

鳥取県地方労働委員会が管理する公文書の公開に関する規程（昭和六十三年八月鳥取県地方労働委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

平成九年十二月二十六日

鳥取県地方労働委員会会長 勝 部 可 盛

鳥取県地方労働委員会告示第二号

鳥取県地方労働委員会が管理する公文書の公開に関する規程の一部改正

鳥取県地方労働委員会が管理する公文書の公開に関する規程（昭和六十三年八月鳥取県地方労働委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

（個人に関する情報）

- 第五条 条例第九条第二号二に規定する地方労働委員会があらかじめ鳥取県公文書公開審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて定める情報は、次のとおりとする。
- 一 給与、勤務成績その他の通常他人に知られないことが相当であると認められる情

報

- 二 開示することにより、当該公務員に対する暴行、脅迫等を招く明白かつ差し迫つた危険が予見される情報
- 三 前二号に定めるもののほか、公文書の開示の請求に対し、審議会が開示しないことを相当とした情報

2 条例第九条第二号ホに規定する地方労働委員会があらかじめ審議会の意見を聴いて定める情報は、会議等の開催に伴う食糧費の支出に係る鳥取県会計規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十一号）第三十八条の二第一項に規定する支出負担行為書、同規則第四十条第一項に規定する支出仕訳書又はこれらに添付されている公文書に記載された、当該会議等に出席した者の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名とする。

附 則

この告示は、平成十年一月一日から施行する。